

令和6年度北九州市水素拠点形成支援業務委託仕様書

1 背景・目的

北九州市では2050年ゼロカーボンシティを宣言するとともに、2030年度までに温室効果ガスを47%以上削減（2013年度比）する目標を掲げ、「環境と経済の好循環」の実現を目指している。こうした背景の下、令和4年2月には「北九州市グリーン成長戦略」、令和6年2月に「北九州港港湾脱炭素化推進計画」を策定したところである。また、国は「水素基本戦略」を改定し、水素・アンモニアの商用サプライチェーンに係る支援、効率的な水素・アンモニア供給インフラ整備の検討が進められている。

今後、市内に集積する産業のカーボンニュートラル化を推進し、競争力を強化していくためには、国の施策と一体的に、脱炭素エネルギーの供給・利活用方策を検討することが必要である。具体的には、発電及び産業の熱・燃料需要の脱炭素化に資する水素・アンモニア（以下「水素等」という。）の供給・利活用を地域の特性に応じて推進することが必要である。加えて、これらの推進に当たっては、大規模な需要創出と効率的なサプライチェーンを一体的に進めることが重要であり、令和5年度には、福岡県と連携して福岡県水素拠点化推進協議会（以下「協議会」という。）を設立し、響灘臨海部を中心とした水素拠点の形成及びサプライチェーンの構築（以下、「水素拠点形成」という。）に向けた検討を進めてきたところである。

令和6年度は、国の支援制度（水素等と既存燃料の価格差に着目した支援制度、供給インフラの拠点整備支援制度）の公募が予定されており、当該支援制度の獲得を見据えて協議会の活動を加速させる必要がある。

本業務は、国の政策動向や技術開発動向等を踏まえつつ、水素拠点形成に向けたプロジェクトの創出・推進や、協議会の運営支援などを行うことを目的とする。

2 業務名

令和6年度北九州市水素拠点形成支援業務委託

3 実施期間

令和6年6月1日から令和6年8月31日までとする。

4 業務実施場所

北九州市小倉北区域内1番1号

その他必要に応じて、発注者と協議の上、業務実施場所を決定すること。

5 業務内容

(1) 基本事項

本業務は、以下の基本事項に留意しながら行うこと。

- ・国の施策・検討状況や技術開発動向等を踏まえ、2030年頃までの実現可能性及び2050年に向けた展開・拡張性について考慮すること。

- ・本市の特徴（産業・物流・再エネの集積状況、温室効果ガスの排出状況、地理的状況等）を活かし、他地域との差別化又は連携を検討すること。
- ・響灘臨海部を中心としつつ、将来的な拡張性を視野に入れた検討を行うこと。
- ・グリーン水素、ブルー水素に加えて、グレー水素の利用も可能とするが、将来的な低炭素水素化（CI 基準による）の道筋を検討すること。
- ・「北九州市地球温暖化対策実行計画」や「北九州市グリーン成長戦略」、「北九州港湾脱炭素化推進計画」など関連する本市の戦略・計画を踏まえて検討すること。

（2）基礎調査（国・他都市の動向、技術開発の動向）

ア 国・他都市動向調査

国の予算・計画策定・審議会の動向、重要な公募案件や他地域の動向について分析・整理する。

- ・水素等の拠点形成に係る国内外事例を調査すること。
- ・水素等の価格差支援や拠点整備支援への公募、実証事業に活用できる国の支援・補助制度を調査し、公募要領などの情報収集を行うとともに、協議会における論点を検討すること。

イ 技術開発動向調査

水素等の輸送や利用等に係る技術開発動向を調査する。

（3）国の支援制度獲得に向けた検討及び水素需要量・供給量拡大に向けたプロジェクト創出・推進支援

発注者と協議しながら、国の支援制度獲得に向けた協議会の活動支援や、水素拠点形成を具現化するプロジェクト（サプライチェーン構築、水素利用等）の創出・推進支援などを行う。

- ・令和 5 年度福岡県水素拠点形成支援業務委託で集計・把握した水素等の需要及び供給量について、企業との議論や動向変化に応じて、需給量の修正や新規追加などの把握・管理
- ・水素拠点形成に必要なプロジェクトの構想立案（実証内容、体制、利用可能な補助金制度等）（例：地産地消型グリーン水素製造プロジェクト等）
- ・協議会会員等が推進するプロジェクトに対する支援（補助金制度紹介、他地域事例紹介、課題解決策助言等）
- ・響灘臨海部を中心とした市内外への水素供給方法（ローリー輸送など）の検討
- ・必要に応じて、CO₂ の回収・利活用における取組との連携の検討
- ・拠点構築に向けた、企業間の調整や協議内容の整理、資料作成などの運営支援
- ・国支援制度の政策的意義等との整合に関する検討
 （例：地域経済への投資規模、雇用・訓練機会の検討
 既存産業の競争力強化への寄与の検討
 自立・支援額抑制のための事業者相応のリスク負担・工夫（環境価値等）の検討
 産業競争力強化に資する製品・技術の活用促進に向けた検討

地域間連携の可能性、後発地域への展開可能性の検討
保安基準への適合に向けた検討)

(4) 協議会運営支援

協議会の運営支援を行う。具体的な業務内容は以下のとおり。

- ・協議会（2回程度）を開催する。開催回数、時期は発注者と協議する。
- ・上記各回について、会議資料・会議録作成、web 会議の準備等を行う。

(5) その他

- ・発注者との打ち合わせを月1回程度行う。

6 報告書等の成果物

受託者は業務結果をとりまとめた報告書等を下記のとおり作成し、下記の提出場所に提出するものとする。

(1) 提出物

- | | | |
|------------------------|----------|-----|
| ・報告書 | A4版くるみ製本 | 10部 |
| ・報告書概要資料 | A3版 | 10部 |
| ・報告書等の電子データ（編集可能なファイル） | DVD-R | 2式 |

(2) 提出場所

北九州市環境局グリーン成長推進部グリーン成長推進課

7 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、北九州市が保有するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した成果物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、発注者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、委託業務において受託者が作成する情報については、発注者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (2) 受託者は、発注者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった

場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、委託業務において受託者が作成した情報についても、発注者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

9 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要に応じてグリーン成長推進課等関係部署と協議・打ち合わせを行うこと。
- (2) 市と十分連携するため、本業務の実施にあたっては、頻繁に協議できる体制を構築のうえ、業務を進めること。
- (3) 調査・分析にあたっては、専門知識や制度に詳しい人物が1名以上担当し、専属担当者を置くこと。
- (4) 受託者は、この契約に基づく業務を処理するために、本市から提供された資料等あるいは本市に引き渡す資料等の漏洩及び紛失が無いよう、その管理を徹底するとともに、本市の承諾なく複写及び複製してはならない。また、委託業務終了後は速やかに本市に返還するものとし、電子情報にあっては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。
- (5) 本業務の履行に必要な一切の経費は、本契約の業務委託料に含めるものとする。
- (6) 事業費の上限は、¥10,000,000以内（消費税相当分及び地方消費税相当分を含む）とする。
- (7) この仕様書に含まれない項目が発生した場合は、発注者及び受託者で協議を行ったうえで、対応を検討すること。

10 参考資料

- (1) 北九州市地球温暖化対策実行計画
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/002_00008.html
- (2) 北九州市グリーン成長戦略
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kankyou/002_00023.html
- (3) 北九州港港湾脱炭素化推進計画
<https://kitaport.jp/jap/outline/cnp.html>